

平成21年5月15日

教職員 各位

医学研究科長
看護学研究科長
医学部附属病院長
医学部・附属病院運営本部長

海外渡航に関する対応について（通知）

標題について、平成21年5月12日付「海外渡航に関する対応について」を通知いたしました。今般、厚生労働省より新型インフルエンザの健康監視の期間を7日間とする旨の通知があり、本学部の取扱いについても、下記のとおり変更いたします。

つきましては、市民や学生、教職員への二次感染を防止する観点から、海外への渡航に関して、引き続き留意して行動していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 「蔓延している国又は地域」へ海外渡航する際の対応

（「蔓延している国又は地域」は、国立感染症研究所等の情報に基づき、5月1日以降、国が定めた地域で、今後、厚生労働省のホームページで周知されます。）

（5月13日現在 メキシコ、アメリカ（本土）、カナダ）

- ① メキシコについては、渡航を禁止します。
- ② メキシコ以外の蔓延している国又は地域への渡航については、原則として中止・延期することとし、中止・延期できない場合においても「渡航情報（危険情報）」その他の情報に十分注意し、正しい情報に基づき、感染防止策の徹底など、自己責任において適切な判断・行動をしてください。

2. 「蔓延している国又は地域」から帰国した教職員への対応

帰国日の翌日を1日目として、7日間は自宅待機とします。

3. 「蔓延している国又は地域」以外から帰国した教職員への対応

帰国日の翌日を1日目として、7日間は執務中に限らずマスクを着用し、感染防止に努めてください。

4. その他

感染地域より帰国された場合には、庶務課庶務担当（06-6645-2711～2）まで連絡してください。

また、高熱・せきなど新型インフルエンザの感染が疑われる症状がある場合には、最寄の保健所、大阪市内の場合は大阪市保健所発熱相談センター（06-6647-0956）にまず相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。その際には、本学安全衛生管理担当（06-6605-2096～2098）にも連絡してください。

平成21年5月15日

学生 各位

医学研究科長
看護学研究科長

海外渡航に関する対応について（通知）

標題について、平成21年5月12日付「海外渡航に関する対応について」を通知いたしましたが、今般、厚生労働省より新型インフルエンザの健康監視の期間を7日間とする旨の通知があり、本学部の取扱いについても、下記のとおり変更いたします。

つきましては、市民や学生、教職員への二次感染を防止する観点から、海外への渡航に関して、引き続き留意して行動していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 「蔓延している国又は地域」へ海外渡航する際の対応

（「蔓延している国又は地域」は、国立感染症研究所等の情報に基づき、5月1日以降、国が定めた地域で、今後、厚生労働省のホームページで周知されます。）

（5月13日現在 メキシコ、アメリカ（本土）、カナダ）

- ① メキシコについては、渡航を禁止します。
- ② メキシコ以外の蔓延している国又は地域への渡航については、原則として中止・延期することとし、中止・延期できない場合においても「渡航情報（危険情報）」その他の情報に十分注意し、正しい情報に基づき、感染防止策の徹底など、自己責任において適切な判断・行動をしてください。

2. 「蔓延している国又は地域」から帰国した学生への対応

帰国日の翌日を1日目として、7日間は自宅待機とします。

3. 「蔓延している国又は地域」以外から帰国した学生への対応

帰国日の翌日を1日目として、7日間は授業中に限らずマスクを着用し、感染防止に努めてください。

4. その他

感染地域より帰国された場合には、医学：学務課学務担当（06-6645-3611）、看護学：学務課看護学科事務室（06-6645-3511）まで連絡してください。

また、高熱・せきなど新型インフルエンザの感染が疑われる症状がある場合には、最寄の保健所、大阪市内の場合は大阪市保健所発熱相談センター（06-6647-0956）にまず相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。その際には、本学安全衛生管理担当（06-6605-2096～2098）にも連絡してください。